

報告3 雇用と賃金におけるナショナル・ミニマム

報告者 國學院大學名誉教授 小越洋之助

はじめに

I 雇用におけるナショナル・ミニマム問題の所在と論点

1. グローバル化とナショナル・ミニマムの視点

- 1) 多国籍企業化・新自由主義政策と雇用・労働の位置—雇用不安、低賃金、貧困と格差の放置
- 2) 対抗軸としてのディーセントワーク（働きがいのある人間らしい労働）この考えは雇用と賃金のナショナル・ミニマム保障と同根
- 3) ディーセントワークの構成要素

*雇用（雇用の安定・十分な所得） *労働者の権利 *社会保護 *労使対話 *ジェンダー平等（横断的目標）

2. 雇用形態の区分と雇用の現状

- 1) 雇用形態の区分
- 2) 正規労働者への企業リストラの横行—電機産業、日本 IBM など
- 3) 各種調査にみる正規労働者の減少と非正規労働者の増加の状況
- 4) この間の「賃金デフレ」の状況とその原因—賃金の低下と蓄積される「内部留保」

3. 正規と非正規—何が問題か？

- 1) 大きい賃金格差—男性正規は 500 万円～699 万円 21.6% 300～399 万円 20.1% 女性非正規は 100～199 万円 30.8% 100 万円未満 27.3%
- 2) 雇用区分による分断—正規か非正規かの見方の横行、常識化
- 3) 現在の雇用政策における正規と非正規の共通性「二極化論」「勝ち組・負け組論」を超えて

4. 雇用におけるナショナル・ミニマムの視点からの課題

- * 雇用の基本は「安定した良質な雇用」
- * 「正規雇用が当たり前、非正規は例外」の原則
- * 「働くルール」の確認—安易な解雇の防止、労働時間規制、過重労働対策
- * 生活できる賃金の確保
- * 失業時の生活保障（雇用保険、失業扶助）

5. 新自由主義と雇用におけるナショナル・ミニマムの位置—安倍内閣の戦略にみる

- 1) 「アベノミクス」の「三本の矢」とくに「成長戦略」
- 2) 正社員改革—「限定正社員」について—その本質と正規・非正規への影響
- 3) 「労働者派遣法」の見直し問題—「常用代替」を公然化
- 4) その他—裁量労働制の規制緩和、「プロフェッショナル労働制」、有料職業紹介事業の規制緩和、助成金を「雇用維持型から労働移動促進型」へ

*これらの政策体系は雇用におけるナショナル・ミニマム保障を解体し、グローバル化における多国籍企業主体の産業構造転換に合わせて労働力を流動化させる政策、あるいは規制緩和による市場化・「ビジネスチャンス」の拡大を意図。（言い換えれば、労働者の諸権利を無視して企業の儲けを歴大に増殖させること）

6. 非正規労働者の今日的状況とその対策

- 1) 非正規労働者の立ち位置の変化—「生活自立型」「正規と類似の労働時間」の層の増加
- 2) その待遇改善の課題—ナショナル・ミニマム保障との関係で
- 3) 非正規雇用対策
 - * 直接雇用・無期契約の雇用原則の確立
 - * 均等待遇原則の確立
 - * 非正規労働者の賃金水準⇨時給制の問題
 - * 税・社会保険適用問題

II 賃金におけるナショナル・ミニマム保障の現状と課題

1. 低賃金層の賃金水準の改善・保障—最低賃金制（最賃制）を中心に

- 1) なぜ、近年最賃制が問題となってきたか？
- 2) 最賃水準と制度上の特徴
 - * 最賃水準の国際比較
 - * ナショナル・ミニマム保障からみた制度上の特徴・難点
 - * 決定機構の特徴—生計費原則の軽視、事業の支払能力規定の残存
 - * 「中賃目安」とは？

2. 最低賃金法改正（07年）—「最低賃金と生活保護の整合性」をめぐる論点

- 1) 最賃法改正の二面性
 - 2) 「最低賃金と生活保護との整合性」をどうみるか
 - * 一憲法第 25 条（生存権）と憲法第 27 条（勤労権）との関連 * 生存権の中身の変化
 - * 運動上は「生活保護裁判」が先行
 - * 最低賃金と社会保障に関する原理的な観点—故工藤恒夫教授の諸説
 - * 最低賃金と生活保護に関する当局の姿勢—生活保護第一主義 ⇒ 一貫して生活保護 > 最低賃金
 - 3) 神奈川の最賃裁判最賃裁判の論点—地域別最賃と生活保護と「整合性」の「5つのまやかし」の追及
 - ① 最賃を月額換算する労働時間（当局 173.8 時間、原告は 150 時間を主張）
 - ② 公租公課率（最賃には課税するとして当初 0.859 を使用—沖縄県で大都市部には不利）
 - ③ 当局は最賃に勤労必要経費を加えない。原告は働いているから必要経費を保障すべき、と主張。
最賃と対比する生活保護は、生活扶助費（一類費＋二類費＋期末一時扶助＋冬期加算）＋住宅扶助において、
 - ④ 生活扶助費を人口加重平均としている。
 - ⑤ 住宅扶助を実績値としている。（原告は特別基準を要求）
 - 4) 計算式の問題—最低賃金の側面、生活保護の側面
- ### 3. 賃金におけるナショナル・ミニマムをどう考えるか
4. 最賃制をナショナル・ミニマムの基軸にする条件—現行最賃法の抜本改革—
むすび